

国立大学法人奈良教育大学の点検評価実施方針

平成23年4月28日
制 定

改正 平成24年3月30日

国立大学法人奈良教育大学の点検評価実施方針を次のとおり定める。

1 点検評価の目的

国立大学法人奈良教育大学（以下「本学」という。）の教育研究活動及び運営の状況について、本学の基本的な目的及び目標に沿った点検評価を行い、大学運営等の改善に資するとともに、教育研究水準の向上を目指し大学の活性化に役立たせる。

さらに、国立大学法人として、その活動に関して社会への説明責任を果たす。

2 点検評価の対象

①個人評価

個人評価については、原則として本学のすべての教職員を対象とする。

②組織評価

組織評価については、第三者評価では指定された組織、外部評価では別に定める組織、自己評価では本学学則に定められた組織を対象とする。

3 点検評価の期間・時期

個人評価は、毎年継続的に行うことを原則とする。

組織評価に関しては、第三者評価では指定された期間・時期、外部評価及び自己評価では別に定める期間・時期に行う。

4 点検評価の実施組織

①個人評価

(1) 個人評価の結果の取りまとめ、その他個人評価に関し必要な事項は、自己評価委員会において審議する。

(2) 各教職員より提出される自己評価資料に基づく評価は、自己評価委員会に設置された専門部会において実施する。

②組織評価

組織評価の結果の取りまとめ、その他組織評価に関し必要な事項は、企画・評価室が取り扱う。

5 点検評価の領域等

①個人評価

○大学教員

大学教員の個人評価は活動実績により行う。評価の領域は、研究、教育、社会貢献及び管理運営の4領域とし、さらに領域ごとに、評価項目を別に定める。

○附属校園教員

附属校園教員の個人評価は目標達成度により行う。評価の項目は、学校(園)運営、教育研究、生徒(保育)指導、教育実習及び社会的貢献の5項目とする。

○事務系職員

事務系職員の個人評価は目標達成度により行う。評価の区分は、実績、行動及び能力の3区分とし、さらに区分ごとに、評価項目を別に定める。

②組織評価

組織評価に係る領域は、第三者評価では指定された領域、外部評価及び自己評価

では別に定める領域とする。さらに領域ごとに、評価項目を別に定める。ただし、第三者評価においては、指定された評価項目に従う。

6 点検評価の基準・方法・手順

点検評価の基準・方法・手順は、本学の目的及び中期目標・中期計画並びに専門分野等の特徴などを考慮し、それぞれ別に定める。

国立大学法人として受審すべき第三者評価においては、指定された基準・方法・手順で自己評価を行う。

7 評価結果の利活用

- (1) 教職員は、毎年評価項目に従って自己評価を実施し、自己評価への点検評価を受けることで、自己の教育研究及び運営上の活動の活性化、発展及び向上に資するものとする。
- (2) 取りまとめられた評価結果については、本学の目的及び目標の達成のために資する資料とする他、本学の教育、研究、社会貢献及び管理・運営の改善に役立てるものとする。
- (3) 学長は、個人評価の結果を全学的見地から総合的に分析し、改善の余地があると評価された教職員には適切な指導・助言を行うものとする。また、必要に応じて次の評価期間における改善計画書の提出を求めることができる。
- (4) 学長は、個人評価の結果をインセンティブとして、大学教員における競争的教育研究費の配分や、教職員（大学教員、附属校園教員、事務系職員）の昇給及び勤勉手当の加算等に係る基礎資料とすることができる。
- (5) 学長は、組織評価の結果を分析し、必要と認められる場合は所要の見直しを関係組織に指示するものとする。
- (6) 学長は、自己評価委員会が行った最終評価結果を尊重する。

8 評価結果の通知及び公表

- (1) 取りまとめた評価結果は、個人評価を除き、教育研究評議会等へ報告するとともに公表する。
- (2) 個人評価の結果は、それぞれ個人に通知する。なお、本人以外には公表しない。
- (3) 自己評価委員会は、本学「個人情報保護規則」、「保有個人情報管理規則」及び関連法令に則り、個人評価の結果について慎重に取り扱う。

9 評価の独立

- (1) 個人評価を行うに当たっては、評価者（自己評価委員会、専門部会、管理職及び監督者）が独立して行うこととする。
- (2) 個人評価について、自己評価委員会は、修正を行った場合においても、評価者が行った評価結果を併せて通知する。
- (3) 個人評価の結果については、自己評価委員会においてその妥当性と公平性の検証と確保に努め、慎重に取り扱うものとする。

附則

この方針は、平成23年4月28日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附則

この方針は、平成24年4月1日から施行する。